### 公益財団法人 日本クリスチャン・アカデミー 定款

### 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人日本クリスチャン・アカデミーと称する。

#### (事務所)

- 第2条 この法人は、主たる事務所を京都府京都市に置く。
  - 2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、キリスト教精神に基づき、立場の相違を越えた対話を通 し、自由、平等、正義、平和に基づく社会の実現に寄与することを目 的とする。

### (事 業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
  - (1) 現代社会における問題を考える講座・講演、研修に関する事業
  - (2) 施設の運営管理
  - (3) その他この法人の目的達成に必要な諸事業
  - 2 前項の事業は、京都府、東京都及びその周辺において行うものとする。

#### 第3章 資産及び会計

(財産の種別)

- 第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産とする。
  - 2 公益法人の移行時の基本財産は別表のとおりとする。
  - 3 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意を もって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとすると き及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会の議 決及び評議員会の承認を要する。

#### (事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わ

#### (事業計画及び収支予算)

- 第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込み を記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表 理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更す る場合も、同様とする。
  - 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該年度 が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

#### (事業報告及び決算)

- 第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。
  - (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 正味財産増減計算書
  - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
  - (6) 財産目録
  - 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる 事業所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主た る事業所及び従たる事業所に備え置き、一般の閲覧に供するものとす る。
    - (1) 監査報告書
    - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
    - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
    - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

#### (公益目的取得財産残額の算定)

第9条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施 行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日に おける公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記 載するものとする。

#### 第4章 評議員

#### (評議員)

- 第10条 この法人に評議員3名以上7名以内を置く。
  - 2 評議員のうち、1名を評議員長とする。

#### (評議員の選任及び解任)

- 第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する 法律第179条から第195条までの規定に従い、評議員会の決議 をもって行う。
  - 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
  - (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
    - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
    - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様 の事情にある者
    - ハ 当該評議員の使用人
    - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける 金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
    - ホ ハ又は二に掲げる者の配偶者
    - へ ロから二までに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの 者と生計を一にするもの
  - (2)他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイから二に該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
    - イ 理事
    - 口 使用人
    - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
    - 二 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議員を除く。)である者
      - ① 国の機関
      - ② 地方公共団体
      - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政人
      - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又 は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
      - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行

政法人

- ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)
- (3) この法人の評議員のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。
- 3 評議員長は、評議員会の決議によって選任する。

(任期)

- 第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終 のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任 を妨げない。
  - 2 前項の規定に関わらず、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
  - 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了 又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、 なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第13条 評議員は無報酬とする。ただし、別途定める「交通費支給申し合わせ規程」の範囲内において旅費交通費を支給する。

### 第5章 評議員会

(構 成)

- 第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。
  - 2 評議員会の議長は、評議員長がこれに当たる。

(権 限)

- 第15条 評議員会は、次の事項について決議する。
  - (1) 理事及び監事の選任又は解任

- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

### (招 集)

- 第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に 基づき代表理事が招集する。
  - 2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の 理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
  - 3 次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした評議員は、裁判 所の許可を得て、評議員会を招集することができる。
    - (1) 前項の規定による請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合
    - (2) 前項の規定による請求があった日から6週間以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合

#### (決 議)

- 第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を 除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
  - 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
    - (1) 理事、監事の解任
    - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
    - (3) 定款の変更
    - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
    - (5) その他法令で定められた事項
  - 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごと に第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の

合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を 得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を 選任することとする。

- 4 議決が可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 5 前項の場合において、議長は、評議員会の決議に評議員として議決 に加わることはできない。

#### (決議の省略)

第19条 理事が、評議員会の決議の目的である事項につき提案した場合において、当該提案について、議決に加わる事のできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

### (報告の省略)

第20条 理事が評議員全員に対し、評議員会に報告すべき事項の内容を通知 した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しない ことについて、評議員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思 表示をした時は、その事項の評議員会への報告があったものとみな す。

#### (議事録)

- 第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を 作成する。
  - 2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、 前項の議事録に記名押印する。

### 第6章 役 員

#### (役員の設置)

- 第22条 この法人に次の役員を置く。
  - (1) 理事 3名以上7名以内
  - (2) 監事 2名以内
  - 2 理事のうち1名を代表理事とする。

#### (役員の選任)

- 第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
  - 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
  - 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その

他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1 を超えて含まれることになってはならない。また、他の同一の団体 (公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる 相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3 分の1を超えるものであってはならない。

4 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係にある者を含む。)及び評議員(親族その他特殊の関係にある者を含む。) 並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

#### (理事の職務及び権限)

- 第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、 職務を執行する。
  - 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を 代表し、その業務を執行する。
  - 3 代表理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己 の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

### (監事の職務及び権限)

- 第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、 監査報告を作成する。
  - 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対し事業の報告を求め、この 法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員の任期)

- 第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のも のに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨 げない。
  - 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のも のに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨 げない。
  - 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の終了する時までとする。
  - 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員の解任)

- 第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議 によって解任することができる。
  - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 健康上の問題に起因して、職務の執行に堪えないと認められるとき。

#### (報酬等)

- 第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、別途定める「交通費支給申し合わせ規程」の範囲内において旅費交通費を支給する。
  - 2 常勤の役員には評議員会において定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

#### (取引の制限)

- 第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
  - (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
  - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
  - 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

#### (責任の免除又は限定)

- 第30条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条で準用する同法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。
  - 2 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条で準用する同法第 1 1 5 条第 1 項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第 1 9 8 条で準用する同法第 113 条で定める最低責任限度額とする。

### (名誉顧問)

第31条 この法人には、必要に応じ、名誉顧問若干名をおくことができる。

### 第7章 理事会

(構 成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

- 第33条 理事会は、次の職務を行う。
  - (1) この法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 代表理事の選定及び解職

(開催)

第34条 理事会は、定時理事会として毎事業年度に2回開催するほか、必要 がある場合に開催する。

(招 集)

- 第35条 理事会は、代表理事が招集する。
  - 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故がある時は、あらかじめ 代表理事が指名した順序により当該理事が理事会を招集する。

(決 議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く 理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第37条 理事が、理事会の決議の目的である事項につき提案した場合において、当該提案について、議決に加わる事のできる理事の全員が書面 又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可 決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がそ の提案に異議を述べたときはこの限りではない。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項の内容を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第24条第3項の規定による報告には適用しない。

#### (議事録)

- 第39条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作 成する。
  - 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

### 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第40条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
  - 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても 適用する。

(解 散)

第41条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第42条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の 決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与す るものとする。

#### 第9章 事務局

(設置等)

- 第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
  - 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承

認を得て、別に定める。

### 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に提示する 方法により行う。

### 第11章 補則

(委 任)

第46条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項 は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。

#### 附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法 人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等 に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施 行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、次に掲げる者とする。 小久保 正
- 4 この法人の最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。 理事 戒能信生、小久保正、中井博雅、島田恒、棟方信彦 監事 神保正男、神崎清一
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。 柴橋美穂、土井健司、中村信博、西原廉太、増田琴、横野朝彦

## 附 則

この定款(改定)は、2015年5月30日から施行する。(2015年5月30日評議員会決議)

# 別表 基本財産(第5条関係)

財産種別	場所・物量等
定期預金	京都銀行 1200万円